

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の利用に係るQ & A

（分類は、案内チラシの項番に対応）

2024/4/1

No	分類	質問	回答
1	①対象となる方	子どもが学童クラブに入所していても申請できますか。	令和5年度より市内在住の小学1～3年生すべての児童が対象となりましたので、申請可能です。
2	①対象となる方	共同保育を必要とするとはどういった場合ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりするものです
3	②対象児童	対象の児童とは、何年生までの児童を指しますか。	小学校に入学している1年生～3年生までの児童を指します。
4	③利用期間	補助の対象となる期間は、いつからいつまでですか。	令和6年度の申請は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの利用分が対象となります。
5	③利用期間	利用できる時間帯はいつですか。	午前7時～午後10時までの間の時間帯です。
6	④利用上限	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
7	⑤補助金額	生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助などの仕組みはありますか。	全額補助等の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。
8	⑥対象利用料	ベビーシッターに関する費用のうち、どこまでが補助対象となりますか。	事業者へ支払った利用料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）のみが補助対象となります。それ以外の、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代実費や、サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は補助対象外です。
9	⑥対象利用料	保育と家事援助を同時に依頼を依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。しかしながら、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
10	⑥対象利用料	入会金が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。	利用料金の内訳の中で、保育料に該当する部分が明確になっていれば補助対象となります。（入会金部分は対象外）
11	⑥対象利用料	クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。	割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）は補助対象となります。利用したクーポンや福利厚生の内容等、割引を受けたことが分かる書類を、申請書に添付してください。

No	分類	質問	回答
12	⑥対象利用料	自らで会社を経営し、会社でベビーシッター事業者と契約しています。自らの利用分も会社名義で支払っていますが、補助対象となりますか。	補助を受けるには、利用者として利用料を負担していなければなりません。会社への請求書類、利用内訳とともに、会社で負担した分を利用者個人へ請求し、支払いの完了を証する書類の添付が必要です。
13	⑥対象利用料	早朝や夜間、休日の加算料金は補助対象となりますか。	純然たる保育サービスに該当すれば補助対象となります。利用料金の内訳が分かる書類を添付してください。
14	⑥対象利用料	対象の利用料は、「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか	保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみや家事援助といった保育を含まない形のサービスは補助対象となりません。
15	⑦対象事業者	どの事業者を使えばいいのでしょうか。	東京都福祉局のホームページ（「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」）に記載の事業者を利用した場合のみ補助対象となります。
16	⑦対象事業者	市が事業者の紹介等をしてくれるのでしょうか。	市が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。また、サービス利用によるトラブルに市は関与しません。
17	⑧保育基準	保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹（2名とも補助対象児童）で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。	保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者の方が在宅である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。
18	⑧保育基準	保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹（上の子は補助対象児童、下の子は補助対象外児童）で利用したい場合、利用可能でしょうか。	下の子が補助対象外の未就学児童である場合は、1人までであれば、ベビーシッター1人で2人を保育することで補助制度を活用することは可能です。しかしながら、補助対象となるのは上の子のみとなります。
19	⑧保育基準	双子で利用していて、少しの時間保護者が外出する場合、一時的にベビーシッターが1人で2人の子どもを見る時間がありますが、補助の対象となりますでしょうか。	児童1人にシッター1人の保育が補助要件ですので、保護者が外出している時間帯は補助対象となりません。保護者が在宅勤務等で、子どもに何かあった際に対応できるような場合は、2人分が補助対象となります。利用明細にその旨をご記載ください。
20	⑧保育基準	友達と合同でベビーシッター1人を依頼し、対象児童2名を保育してもらった場合は、補助対象となりますか。	友達と合同でベビーシッターによる保育をってもらう場合は、補助の対象となりません。

No	分類	質問	回答
21	⑨利用の流れ	事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか	①契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。②契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ず申し出てください。
22	⑨利用の流れ	全額自費でベビーシッターを利用し、途中で本補助事業があることに気づいたのですが、その時点で補助を活用したいと申し出た場合、どこまでが補助対象となりますか。	認定事業者を利用し、従事したベビーシッターが補助要件を満たす人であれば、事業者から必要書類の発行を受けられれば、申出前の期間も補助することはできます。詳しくは各事業所へお問い合わせください。但し、事業者のすべてのシッターが補助要件を満たすわけではないので、極力利用前に申し出てください。
23	⑨利用の流れ	従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。
24	⑩補助金の交付申請	複数月利用した場合は、月ごとに申請する必要がありますか。また、兄弟姉妹で申請したい場合、申請書をまとめることはできますか。	同一年度の利用であれば、まとめて申請できます。年に複数回受付日を設けていますので、領収書の散逸等のリスクも考慮すると、適宜申請することをおすすめします。また、兄弟姉妹の申請書は1枚にまとめることはできますが、添付書類の「利用内訳表」は1人ずつ作成ください。
25	⑩補助金の交付申請	「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	要件証明書は、必ず利用前に交付を受けてください。発行日は、利用日当日以前の日付であることを確認してください。
26	⑩補助金の交付申請	利用料金をクレジットカードで支払っており、3月分の引き落としが申請期限以後になってしまうがどうすればよいか。	カード会社によっては、領収書、利用明細等が申請期限に間に合わないことも想定されます。事前に市へご相談いただき、申請は期限までに行なった上で、添付書類は揃い次第速やかにご提出ください。
27	⑩補助金の交付申請	ベビーシッターを利用した時点では狛江市在住でしたが、申請をする時点では市外に転居していました。どこまでを交付申請できますか。	狛江市在住時に利用した分が補助の対象となります。従いまして、申請時点で市外に転居していても交付申請できます。その際、市外の現住所とともに、狛江市在住時の住所も付記してください。

No	分類	質問	回答
28	⑪その他の注意事項	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。